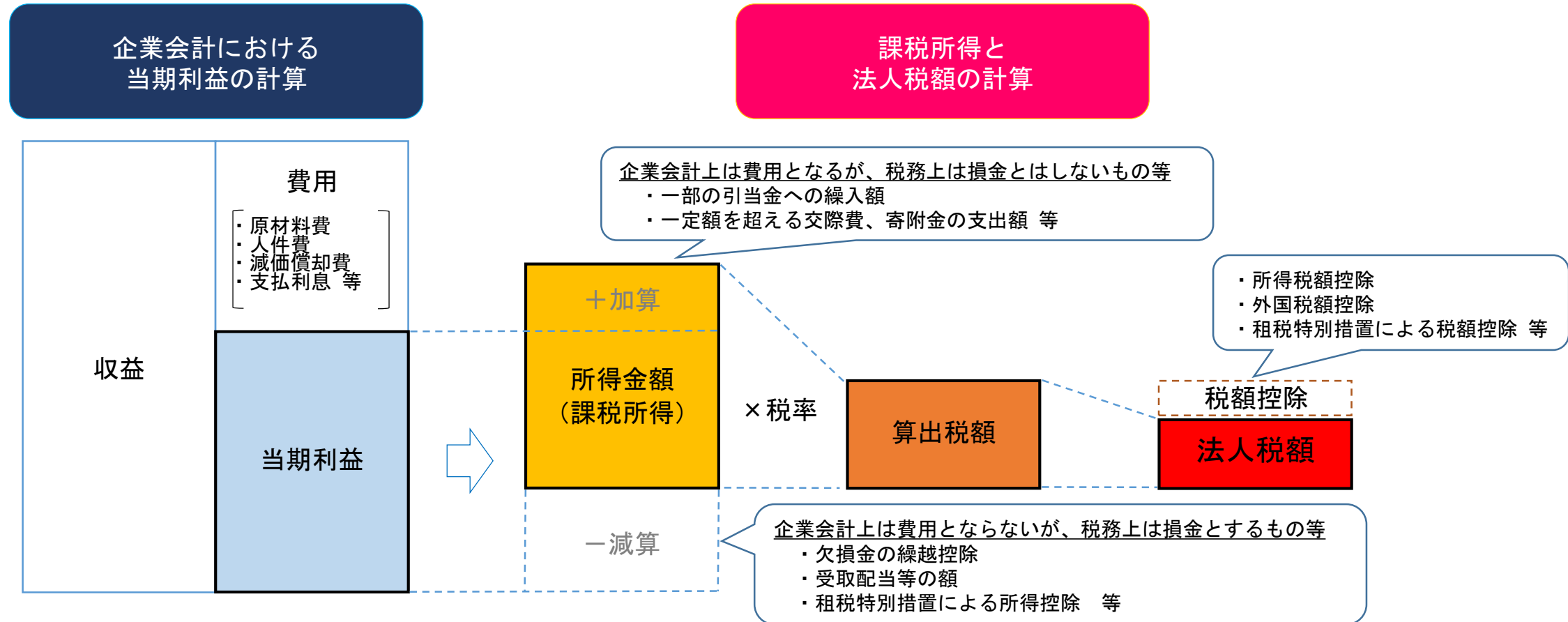


1 法人税の基本的な仕組み

- (1) 法人税の仕組み
- (2) 納税義務者
- (3) 課税所得の範囲
- (4) 税率
- (5) 事業年度
- (6) 納税地
- (7) 青色申告
- (8) 帳簿書類の保存

(1) 法人税の仕組み

- 法人税は、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税です。法人の所得金額は、益金の額から損金の額を引いた金額となっています。
- 益金の額とは、商品・製品などの販売による売上収入や、土地・建物の売却収入などです。また、損金の額とは、売上原価や販売費、災害等による損失など費用や損失に当たるものです（実際は、下の図のように企業会計上の当期利益を基礎に法人税法の規定に基づく所要の加算又は減算（税務調整）を行い、所得金額を算出します。）。
- 法人税額は、そうして得られた所得金額に税率を乗じて税額控除額を差し引くことで算出します。



(2) 納税義務者

- 法人税を納める義務のある法人について、法人税法は内国法人と外国法人に区分しています。
 - 内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、外国法人とは、内国法人以外の法人をいいます。
 - 内国法人は次表のとおり区分され、その法人の区分に応じて納税義務等が規定されています。
- (注) 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。)は、法人とみなして、法人税法の規定が適用されます。

【法人税法における内国法人の区分】

内国法人の区分	法人の性格・目的等	具体的な法人の例
公 共 法 人	公共的性格を持つ法人	○ 法別表第一《公共法人の表》に掲げる法人 ・ 地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、日本放送協会など
公 益 法 人 等	公益を目的とする事業を行う法人等	○ 法別表第二《公益法人等の表》に掲げる法人 ・ 公益社団(財団)法人、非営利型法人 ^(※1) 、社会医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人など ○ 他の法律によって公益法人等とみなされている法人(みなし公益法人等) ^(※2) ・ 特定非営利活動法人(NPO法人)、認可地縁団体など
人 格 の な い 社 団 等	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの	○ PTA、同窓会、同業者団体など
協 同 組 合 等	組合員の相互扶助を目的とする法人	○ 法別表第三《協同組合等の表》に掲げる法人 ・ 農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など
普 通 法 人	上記以外の法人	○ 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人(社会医療法人を除く。)など

(※1) 「非営利型法人」とは、法第2条第9号の2《定義》に規定する非営利型法人をいいます。

(※2) 例えば、特定非営利活動法人(NPO法人)は特定非営利活動促進法第70条第1項《税法上の特例》の規定により、認可地縁団体は地方自治法第260条の2第16項《地縁による団体》の規定によりそれぞれ公益法人等とみなされます。

(3) 課税所得の範囲

- 法人税は、法人税法の規定により算出された各事業年度の所得（課税所得）に対して一定の税率を乗じて計算します。内国法人の課税所得の範囲は、その法人の区分に応じて次表のとおり規定されています。

【法人の区分と課税所得の範囲】

内国法人の区分	課税所得の範囲
公 共 法 人	(納税義務なし)
公 益 法 人 等	収益事業 ^(※) から生じた所得に対して課税
人 格 の な い 社 団 等	
協 同 組 合 等	全ての所得に対して課税
普 通 法 人	

(※) 収益事業とは、令第5条第1項各号（収益事業の範囲）に列挙されている物品販売業等の34の事業で継続して事業場を設けて行われるものをいいます。例えば、お寺(宗教法人)が境内の一部を駐車場として賃貸すること(駐車場業)、幼稚園(学校法人)が園児に制服・制帽等を販売すること(物品販売業)などが該当します。

収益事業の範囲

令第5条第1項各号に列挙されている収益事業(34事業)は、以下のとおりです。

①物品販売業	②不動産販売業	③金銭貸付業	④物品貸付業	⑤不動産貸付業	⑥製造業	⑦通信業、放送業
⑧運送業	⑨倉庫業	⑩請負業	⑪印刷業	⑫出版業	⑬写真業	⑭席貸業
⑮旅館業	⑯料理飲食店業	⑰周旋業	⑱代理業	⑲仲立業	⑳問屋業	㉑鉱業
㉒土石採取業	㉓浴場業	㉔理容業	㉕美容業	㉖興行業	㉗遊技所業	㉘遊覧所業
㉙医療保健業	㉚技芸教授業	㉛駐車場業	㉜信用保証業	㉝無体財産権提供業	㉞労働者派遣業	

(4) 税率

- 法人税の税率は、普通法人については、原則として23.2%とされています。
- なお、各事業年度終了の時ににおける資本金の額等が1億円以下である普通法人などの所得金額のうち年800万円以下の部分の金額については、19%の税率が適用されることとされていますが、中小企業者等の法人税率の特例として、平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度については、その金額について、税率を15%とする軽減措置が講じられています。
- 法人の区分及び所得金額の区分に応じて税率を整理すると次ページの表のとおりとなります。

【関係法令】法66①～⑤、措置法42の3の2①②、42の4⑱八、67の2①、68①

(4) 税率

法人の区分		所得金額の区分		税率(%) (平31. 4. 1以後開始事業年度)
普通法人	資本金1億円以下の法人など ^(※1)	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15
			適用除外事業者 ^(※2)	19
		年800万円超の部分		23.2
	特定の医療法人 ^(※3)	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15
			適用除外事業者 ^(※2)	19
		年800万円超の部分		19
上記以外の普通法人			23.2	
協同組合等 ^(※4)		年800万円以下の部分		15
		年800万円超の部分		19
公益法人等	公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人又は特定労働者協同組合 ^(※5)	年800万円以下の部分		15
		年800万円超の部分		23.2
	みなし公益法人等(特定非営利活動法人、認可地縁団体など)	年800万円以下の部分		15
		年800万円超の部分		23.2
	上記以外の公益法人等	年800万円以下の部分		15
		年800万円超の部分		19
人格のない社団等		年800万円以下の部分		15
		年800万円超の部分		23.2

(※1) いわゆる中小法人がこれに該当しますが、具体的な判定はこの手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の1ページをご確認ください。

(※2) 「適用除外事業者」とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の8ページをご確認ください。

(※3) 「特定の医療法人」とは、措置法第67条の2第1項(特定の医療法人の法人税率の特例)に規定する国税庁長官の承認を受けたものをいいます。

(※4) 協同組合等でその事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額の年平均額が1,000億円以上であるなどの一定の要件を満たすものにあつては、所得金額のうち年10億円超の部分については22%の税率が適用されます。

(※5) 出資金1億円超の特定労働者協同組合にあつては、所得金額のうち年800万円以下の部分についても23.2%の税率が適用されます。

(5) 事業年度

- 法人は、一定の期間ごとに損益を決算によって確定します。この損益を計算する期間を一般に会計期間といいます。
- 法人税法では、会計期間が法令又は法人の定款等で定められているときには、この会計期間を「事業年度」とし、この期間ごとに課税所得を計算します。なお、事業年度は1年以内とされており、法人税法における事業年度を整理すると次のとおりとなります。

【法人税法における事業年度】

法令・定款等による定めの有無	会計期間等		事業年度
法令又は定款等に会計期間の定めがある場合	1年を超えないとき		その期間
	1年を超えるとき		その期間を開始の日以後1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)
法令又は定款等に会計期間の定めがない場合	設立の日(※)以後2か月以内に会計期間を定めて納税地の所轄税務署長に届け出たとき	その期間が1年を超えないとき	その期間
		その期間が1年を超えるとき	その期間を開始の日以後1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)
	設立の日(※)以後2か月以内に会計期間を定めた届出がないとき		納税地の所轄税務署長が会計期間として指定した期間。ただし、人格のない社団等については1月1日から12月31日までの期間

(※) 公益法人等又は人格のない社団等については収益事業を開始した日

(注) 法人が定款等に定める会計期間を変更し、又はその定款等において新たに会計期間を定めた場合には、遅滞なく、その変更前後の会計期間又は新たに定めた会計期間を納税地の所轄税務署長に「異動届出書」により届け出る必要があります(「異動届出書」の様式については、国税庁ホームページ「[異動事項に関する届出](#)」をご確認ください。)

【異動事項に関する届出】



【関係法令】法13、15

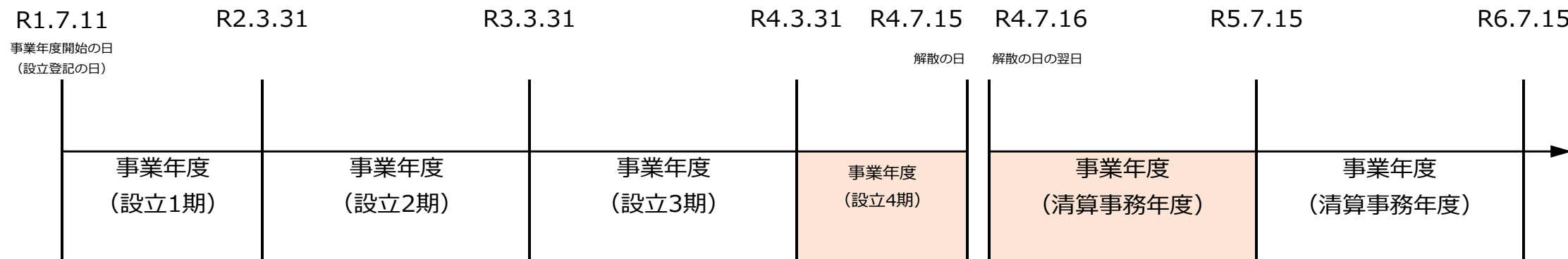
(5) 事業年度

【事業年度の特例】

- 事業年度の中途において、法人が解散したことなど一定の事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前ページの事業年度ではなく、その事実が生じた日等に終了し、これに続く事業年度は一定の場合を除き、その事実が生じた日等の翌日から開始することとされています。
- また、株式会社等が解散等をした場合における清算中の事業年度は、その株式会社等が定款で定めた事業年度にかかわらず、会社法等に規定する清算事務年度となります。
- 例えば、株式会社が事業年度の間において解散(合併による解散を除きます。)をした場合の事業年度を示すと、次のとおりとなります。

【例】

- ・ 設立の日 令和元年7月11日 (3月決算)
- ・ 解散の日 令和 4年7月15日



【関係法令】 法14①、会社法494①、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律227①、法基通1-2-9

(6) 納税地

- 内国法人の法人税の納税地は、原則として、その本店又は主たる事務所の所在地とされています。納税地の所轄税務署に、申告、申請、請求、届出又は納付などの手続を行います。
- 納税地の所轄税務署についてお調べになりたい場合は、国税庁ホームページ「組織(国税局・税務署・税務大学校等)」の[「税務署の所在地などを知りたい方」](#)をご確認ください。

【税務署の所在地などを知りたい方】



【関係法令】法16

(7) 青色申告

- 法人が法人税法の定めるところに従って、一定の帳簿書類を備え付け、これに日々の取引を正確に記録し、納税地の所轄税務署長に青色申告の承認申請をして、その承認を受けた場合は、青色申告書を提出することができます。
- この青色申告の承認を受けた法人に対しては、税務上各種の特典が設けられています。
- 青色申告書の承認の申請について、詳しくは、国税庁ホームページ[「青色申告書の承認の申請」](#)をご確認ください。

【青色申告書の承認の申請】



【関係法令】法121～128

(8) 帳簿書類の保存

- 法人は、帳簿^(※1)を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成し、又は受領した書類^(※2)を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間^(※3)保存しなければなりません。

(※1) 「帳簿」には、仕訳帳及び総勘定元帳に加え、例えば、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などがあります。

(※2) 「書類」には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書などがあります。

(※3) 青色申告書を提出した事業年度で欠損金額(青色繰越欠損金)が生じた事業年度又は青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失欠損金額が生じた事業年度においては、10年間(平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年間)となります。

【関係法令】法57^⑩、126、150の2、規則26の3、54～59、66、67

【電子帳簿保存法】

- 帳簿書類については、電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の規定に基づき、一定の要件を満たした上で電子データの形式で保存することが可能です。市販の会計ソフト等で電子帳簿保存法の要件を満たすものとして確認を受けたものには、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが表示されていますので、導入される際にご参考ください^(※)。

なお、訂正・削除の履歴が残る等の一定の条件を満たす優良な電子帳簿である場合には、あらかじめ届け出ることによって過少申告加算税が軽減される制度がありますので、こちらの導入もぜひご検討ください。

(※) 詳しくは、国税庁ホームページ「[JIIMA認証情報リスト](#)」をご確認ください。

- 法人が、取引相手との間で、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書等の書類に相当する内容を電子データの形式でやりとりした場合には、これらの書類に相当する内容の記載された電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要がありますので、ご注意ください(電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録の保存)。
- これらの詳細については、国税庁ホームページ「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しているパンフレット・Q&A(一問一答)などをご確認ください。

【JIIMA認証情報リスト】



(JIIMA認証マーク例)



【電子帳簿等保存制度特設サイト】

